

2016年2月25日

各位

DLA Piper 法律事務所
弁護士法人大江橋法律事務所「欧州及び日本における個人情報保護法制の最近の動向」
に関するセミナーのご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弁護士法人大江橋法律事務所は、DLA Piper 法律事務所との共催により、下記の要領にて「欧州及び日本における個人情報保護法制の最近の動向」に関するセミナーを開催させていただきます。

本セミナーにおいては、EU 個人情報の保護に関する著名な専門弁護士で、アントワープ大学で個人情報の保護の講座の責任者である Patrick Van Eecke 弁護士を講師として招聘いたします。同弁護士は、上記規則の欧州委員会、欧州議会および閣僚理事会における審議にも関与しており、EU における個人情報保護に関する第一人者です。本セミナーでは、同弁護士より、EU 立法府により合意された個人情報の保護に関する EU 新規則に関する諸論点について解説いたします。また、Patrick Van Eecke 弁護士のプレゼンテーションに続きまして、弊所知的財産・情報法グループのパートナーである古庄俊哉弁護士が、グローバル化対応を目的とした日本の個人情報保護法の法改正等につき解説をいたします。これらのプレゼンテーションは、ご参加者各位にとりまして、大変有用な情報を得る絶好の機会になるものと存じます。

なお、セミナー終了後、若干の時間ではございますが、講師との懇親・名刺交換の場を設けております。

ご多忙の折とは存じますが、是非とも多くの皆様にご出席賜りたく、ここにご案内申し上げます。

敬具

記

- 日時： 2016年3月11日（金）14：00～17：30 ※（13：30受付開始）
- 会場： 中之島フェスティバルタワー26階会議室
大阪市北区中之島2丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー
<http://www.festivaltower.jp/location/>
- テーマ： I. 「欧州個人情報保護にかかる新規則について」（日本語による詳細な説明または逐語通訳付）
II. 「グローバル化対応を目的とした日本の個人情報保護法の改正について」
- 講師： Patrick Van Eecke 弁護士
（DLA Piper 法律事務所／ブリュッセルオフィス パートナー）
古庄 俊哉 弁護士
（弁護士法人大江橋法律事務所／大阪事務所 パートナー）
- 主催： DLA Piper 法律事務所
弁護士法人大江橋法律事務所

◆ プログラム ◆

【開会のご挨拶及びイントロダクション】（14：00－14：05）

【プレゼンテーション】（14：05－16：45）

I. 「欧州個人情報保護にかかる新規則について」 / Patrick Van Eecke 弁護士（コーディネーター：柴崎洋一弁護士、逐語通訳：橋口瑞希ニューヨーク州弁護士）（14：05－16：05）

本セミナーにおいては、以下のテーマに沿って、欧州個人情報保護にかかる新規則に関するプレゼンテーションを行います。

1. EU 新規則違反の場合の制裁金は会社の連結の全世界売上の 4%までというのは本当ですか？
2. 日本の会社も EU の顧客または従業員の個人情報を処理する場合に規則に従う必要があるのですか？営業マンが新規顧客や潜在顧客と会って名刺を取得したときに、当該個人情報を使用する目的、情報管理者に関する情報、個人情報が日本に送付されるか、個人情報は何年間保存されるか等について告知しなければならないというのは、本当ですか？
3. EU における顧客や従業員の個人情報は欧州に所在するサーバーにあります。これに日本からアクセスすることが可能な場合、新規則は適用されるのでしょうか？情報処理業者に処理をさせる場合は新規則の適用はないと言えますか？
3. 当社は、競争法および腐敗防止法のコンプライアンス規則を作成し、欧州子会社を含むすべてのグループ会社に適用しています。違反を発見した場合には、本社コンプライアンス委員会への報告制度があり、各社員は違反行為を報告することが奨励され、報告によって不利益を受けない保証があります。このような報告制度は、欧州から日本への個人情報の移転の問題になりますか？
4. 現行 EU 指令と EU 個人情報の保護新規則との実体法上の顕著な相違点は何でしょうか？
5. 当該個人の承諾を得ても情報処理が違法となる場合がありますか？
6. 各加盟国は EU 規則と異なったルールを制定できますか？
7. EU のガイドラインや勧告が出されるのでしょうか？
8. 各加盟国の労働法は何処まで介入できるのでしょうか？従業員の情報処理に関する承諾が無効になる場合はあるのでしょうか？
9. IT 社内規則につき就業規則の制定や当局への届出が必要とされるのはどのような場合ですか？
10. 会社の IT システム、電話、携帯の従業員による私的使用は禁止できますか？会社のシステムの従業員による違法な私的使用の懲戒処分は許されますか？

—休憩—（16：05－16：15）

II. 「グローバル化対応を目的とした日本の個人情報保護法の改正について」 / 古庄俊哉弁護士（16：15－16：45）

【質疑応答】（16：45－17：00）

【講師との懇親、名刺交換】（17：00－17：30）

-
- ❖ 参加費： 無料（受付時にお名刺を1枚頂戴いたします。）
 - ❖ 定員： 50名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）
 - ❖ お申込方法： 下記リンク先を開いたのち、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=marb-sitjm-a1a68fc59e145863b1fd5c0b495605ac>
 - ❖ お問い合わせ： 弁護士法人大江橋法律事務所（担当事務局：上田・土井）
Tel：06-6208-1500 Fax：06-6226-3055
E-mail：seminar@ohebashi.com
 - ❖ お願い： 当日の代理出席も可能ですが、会場準備の都合上、ご出席に変更が生じた場合は上記担当事務局宛ご連絡下さい。また、講演中の撮影・録音等はお控えいただきますようお願い申し上げます。

◆ 講師紹介 ◆

Patrick Van Eecke 弁護士

(DLA Piper 法律事務所／ブリュッセルオフィス パートナー)

〔講師略歴〕

データ保護、電子署名、消費者保護、広告規制などの電子商取引に関連する案件について豊富な経験を有し、電気通信事業者、インターネットプロバイダー、ソフトウェア開発事業者などへのアドバイスなどを中心に業務を行っている。アントワープ大学で個人情報の保護の講座の責任者を務めるほか、多数の大学においてインターネット法の講義を担当している。

柴崎 洋一 弁護士

(DLA Piper 法律事務所／ブリュッセルオフィス オフカウンセル)

〔事務所紹介〕

DLA Piper は、150 年以上の歴史を有するイギリス系法律事務所の DLA と、アメリカ系法律事務所の Piper Rudnick 及び Gray Cary の三者が、かつて例のなかった英米事務所の統合という歴史的な合併を経て、2005 年に設立したグローバル・ロー・ファームです。現在、ニューヨーク、ロンドン、パリ、上海、香港、シンガポール、バンコク、サンパウロ、ドバイ等、世界 55 か国に 100 以上のオフィス (Relationship Firm を含む) を有し、弁護士数は 4000 人を超える世界最大級の法律事務所となっています。DLA Piper は、急速にビジネスがグローバル化する中、世界に展開する企業が直面する多種多様で複雑な問題を解決する、付加価値の高いリーガルサービスを提供しています。

同事務所の詳細は、<https://www.dlapiper.com/> をご参照ください。

古庄 俊哉 (弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士)

(弁護士法人大江橋法律事務所／大阪事務所 パートナー)

橋口 瑞希 (ニューヨーク州弁護士)

(弁護士法人大江橋法律事務所／大阪事務所 外国弁護士)